

一般競争入札の実施（公告）

次のとおり、制限付一般競争入札（建設工事）を行うので公告する。

平成26年10月9日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 26雇労第238号
- (2) 工 事 名 長崎県総合就業支援センター整備工事
- (3) 工事場所 長崎市川口町13-1 長崎西洋館 2階K部分 イベントホール
- (4) 工 期 平成27年2月4日限り
- (5) 工事概要 工事種別：改築（内部改修：建築、電気設備、機械設備）
主要用途：事務所
構造規模：鉄筋コンクリート造 3階建て
- (6) 支払条件 部分払 有
- (7) 施工条件 別添「現場説明書」のとおり
- (8) この入札は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成15年長崎県告示第780号。以下「実施要綱」という。）第2条第16号に規定する事後審査型入札である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2の(1)に定める要件を満たす者で、さらに(1)及び(2)の条件をすべて満たす者であること。

なお、本入札は紙入札のみで行うものとする。

- (1) 実施要綱第7条第6項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間に
おいて次の条件をすべて満たす者であること。

建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、建築工事業に係る建設業の許可を有すること。
営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件	長崎振興局建設部管内に主たる営業所を有する者で、建築工事に係る格付等級がBランク。
経営事項審査の審査基準日	経営事項審査の審査基準日は、平成24年7月1日から平成25年6月30日までとする。 ただし、平成25年7月1日以降に合理化対策要綱第9条に基づく再度の資格審査を受けた者については、その審査基準日を対象とする。

(注1)「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格名簿（以下「名簿」という。）に登載された営業所（以下「受任営業所」という。）とする。

なお、「営業所等の所在地、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者にあつては、本工事に関する入札・契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

(注2)「格付等級」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」をいう。

- (2) 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす技術者を専任で配置できること。	
	国家資格等	・法による1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士並びに建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士又は2級建築士の資格を有する者
	その他	当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。特に、法第26条第3項の規定により専任で配置する場合は、事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日を含め連続して3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、倒産を事由に退職した者(倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者)を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。

(注1)「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」に規定するものをいう。

(注2)「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経営業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

3 入札等担当部局

区分	担当内容	担当部局	電話番号等	住所
入札・契約担当	提出書類、入札・契約に関する事項	長崎県産業労働部雇用労働政策課	TEL095-895-2711 FAX095-895-2582	〒850-8570 長崎県長崎市江戸町2-13
工事・技術担当	設計図書の内容等技術的要素に関する事項			

4 提出書類

- (1) 事後審査型一般競争入札参加申込書等として、次の書類を提出すること。
共通事項書3の(1)のア
- (2) 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等として次に掲げる書類を提出すること。
共通事項書3の(1)のウ、オ、キ

5 入札日程

【交付について】 書類様式交付期間及び方法	【交付期間】 平成26年10月9日(木曜日)から 平成26年11月5日(水曜日)まで	書類様式 長崎県産業労働部雇用労働政策課ホームページ (http://www.pref.nagasaki.jp/section/koyo/index.html)から入手すること。 設計図書等 長崎県産業労働部雇用労働政策課にて電子媒体で配布する。3の入札・契約担当部局へ事前に電話連絡すること。
--------------------------	--	---

【提出について】 事後審査型一般競争入札参加申込書等の提出期間及び場所	【提出期間】 平成26年10月10日(金曜日)から 平成26年11月5日(水曜日)まで	3の入札・契約担当部局
【質問について】 入札に関する質問期間及び場所	【質問期間】 平成26年10月9日(木曜日)から 平成26年10月27日(月曜日)まで	3の入札・契約担当部局
上記回答期限及び回答方法	平成26年11月6日(木曜日)まで	・個別事項は、当該者にファクシミリにて回答 ・全参加者に関する事項は、下記ホームページに掲載 http://www.pref.nagasaki.jp/section/koyo/index.html
入札日時及び場所	平成26年11月10日(月曜日) 午後2時から	長崎県庁 第3別館1階入札室 長崎県長崎市江戸町2-13
落札者決定までの期間	落札候補者決定通知の日の翌日から 起算して3日以内	3の入札・契約担当部局

(注1) 上記の期間は、長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで(来所する場合は正午から午後1時までを除く。)とする。(ホームページ掲載内容を除く。)

(注2) 書類様式は、郵送での配布は行わない。

(注3) 入札に関する質問は、書面により郵送で行うこと。(時間的に不可能でやむを得ない場合は電送(FAX)も可とするが、電送後直ちに原本を郵送すること。)なお、質問者は郵送又は電送(FAX)を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

(注4) 入札参加希望者は、本公示の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

(注5) 事後審査型一般競争入札参加申込書等は期間までに、3の入札・契約担当部局に持参すること。(郵送による提出は認めない。)

6 本工事においては、共通事項書8の規定による入札時の工事費内訳書の提出は不要とする。ただし、落札決定までの間において、別途工事費内訳書の提出を求められた場合は、指定された期日までに提出すること。

7 入札保証金
免除

8 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額とする。ただし、県財務規則第112条各号に掲げる担保の提供、第113条第1項第1号に規定する履行保証保険証券又は同条同項第2号に規定する工事履行保証証券の提出に代えることができる。

9 入札の無効
共通事項書14のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

10 入札の中止
入札参加者が1者のときは、入札の執行を取りやめる。

11 その他

- (1) その他入札参加資格、入札・契約に関する事項は共通事項書のとおり。
- (2) 入札結果、本公告及び共通事項書は、長崎県産業労働部雇用労働政策課ホームページに掲載する。
ホームページアドレス <http://www.pref.nagasaki.jp/section/koyo/index.html>
- (3) 入札制度関係要綱要領等は、長崎県ホームページに掲載してあるものを準用する。
長崎県ホームページ (<http://www.pref.nagasaki.jp/>) 「まちづくり / 土地・建設業 / 公共事業入札 / 契約制度関係規則等 / 要綱・要領 / 要綱・要領等」
- (4) 不明な点に関する問い合わせ先
 - ア 提出書類、入札及び契約に関すること
3の入札・契約担当部局
 - イ 設計図書の内容等技術的要素に関すること
3の工事・技術担当部局